

高知県企業外商活動応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県企業外商活動応援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成目的)

第2条 高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、高知龍馬空港の利用促進を図るため、次条に定める交付対象者が、次条に定める事業に参加するために要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高知県及び関係団体が主体となって実施する外商関連事業（展示会や見本市、フェア等）（以下「助成対象事業」という。）に、高知龍馬空港発着の航空便を利用して参加する、本県に本拠または事業所等を置く企業、個人事業主及び経済団体（以下「企業等」という）とする。

(助成の交付要件)

第4条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 平成29年4月1日以降に出発し、平成30年3月31日までに帰着する行程であること。
- (2) 助成対象事業に参加するため、国内定期便のうち、大阪線、福岡線又は名古屋線を利用する行程であること。
- (3) 国又は地方公共団体から旅費が支給されるものでないこと。
- (4) 高知県航空利用促進協議会の他の助成事業又は他団体の助成事業の適用を受けて実施する旅行でないこと。
- (5) 年度内にすでに本助成事業における助成を受けた企業等でないこと。
- (6) 申請を行う企業等が別表に掲げるいずれにも該当しないこと。

(助成の額)

第5条 助成金の交付額は、次のとおりとする。

利用路線	金額／人
大阪線・福岡線・名古屋線	5,000円

※片道利用の場合、一人あたりの金額及び上限額は、往復利用のそれぞれ半額とする。

※助成対象者数は助成対象事業ごとに4名までとする。

(交付申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする企業等は、助成金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を、旅行出発7日前までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、

交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 交付対象者は、交付決定通知があった後、旅行終了後14日以内に請求書（様式第3号）及び関係書類を会長に提出しなければならない。

（助成金の支払）

第9条 会長は、前条の請求書及び関係書類を審査の上、適當と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第10条 企業等が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、当該企業等は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（事業の終了）

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。